

独立行政法人労働者健康安全機構中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 28 日
厚生労働大臣 根本 匠

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

近年、少子高齢化の進展に伴い就業構造及び経営環境が大きく変化し、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。このため、事業者が取り組むべき労働者の健康確保及び労働災害防止対策の在り方も変化しており、過労死等防止対策、メンタルヘルス対策及び職業性疾病の防止対策等、広範な課題に対して、厚生労働省は、労働者一人一人の日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の取組を実施していく必要がある。

こうした中で、機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）第 3 条に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の健康及び安全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的のもと、研究施設の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と病院の臨床研究機能を合わせ持つ国内唯一の法人として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び疾病的予防から職場復帰までの取組等を先導的に実施している。

一方、平成 30 年 7 月 6 日に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が公布され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）において、国の施策として、治療と仕事の両立等が新たに規定されることとなった。

働き方改革が目指す、誰もが生きがいを持って、その能力を最大限発揮できる社会を創るために、厚生労働省は、働く人々の視点に立った取組を着実に進めていく必要があり、国の労働政策の一翼を担う機構においては、治療と仕事の両立等のための第一線における取組を更に推進する必要がある。

これらを踏まえ、第 4 期中期目標期間においては、労働安全衛生関係法令の改正等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究をより一層実施するとともに、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施を図ることにより、労働者の健康及び安全の確保

並びに労働者の福祉の増進に係る取組を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(別添) 政策体系図及び一定の事業等のまとめ

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から平成36年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項

1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等
機構の社会的使命を果たすため、以下の研究事業を実施するものとする。

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。

一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、行政課題を踏まえて、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。

ア プロジェクト研究

以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点
- ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点
- ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点
- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点
- ⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点

研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況

や政策への貢献度の検証を行うこと。

イ 協働研究

機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。

研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、連携による相乗効果が期待されるものについて設定すること。

ウ 基盤的研究

国内外における労働災害、職業性疾病及び産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。

エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。

オ 過労死等に関する調査研究等

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）に基づき、過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。

過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。

【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

（2）労災疾病等に係る研究開発の推進

労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。

ア 職業性疾病等の原因、診断及び治療

イ 労働者の健康支援

ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

（3）研究の実施体制等の強化

ア 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門に

において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。

イ 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。

ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るために、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。

エ 自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。

オ 化学物質の危険及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。

カ 予防医療、病歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。

(4) 国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。

また、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼を踏まえ、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。

(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。

研究成果の評価に当たっては、以下の指標を設定すること。

ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25 点以上の評価を得ること（成果ごとに、5 点（優れている）、4 点（やや優れている）、3 点（概ね妥当である）、2 点（やや劣っている）、1 点（劣っている））。

イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。

【目標設定の考え方】

類似する研究に係る実績を踏まえ設定した。

【重要度：高】

業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。

(6) 研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。

ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献すること。具体的には、中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50 件以上とすること。

イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。

中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を 1200 万回以上とすること。

ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

【目標設定の考え方】

法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、前中期目標期間中の目標水準であった年10 件の 5 倍の 50 件を中期目標期間における目標とした。

ホームページ中の研究業績等へのアクセス数は、平成 29 年度実績の 240 万回を踏

まえ、その5倍の1200万回以上とした。

【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。

2 労働災害の原因調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。

また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における検査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

評価に当たっては、災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得ること（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。

【目標設定の考え方】

類似する調査等に係る実績を踏まえ設定した。

3 化学物質等の有害性調査の実施

中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。

化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記1（6）の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研

究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

【重要度：高】

国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

疾病の予防から職場復帰等までを担う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。

（1）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

疾病的予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療による総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。

特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な疾病については、協働研究及び労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供すること。

（2）地域医療への貢献

労災病院における臨床機能の維持及び向上や医師等の確保及び養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む。）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用しつつ労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。

また、地域医療を支援するため、紹介患者の受け入れ等地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。

（3）大規模労働災害等への対応

労災病院は、国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保すること。

と。

(4) 医療情報の ICT 化の推進

医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化の一層の推進を図ること。

また、研究等に診療情報等及び臨床試験のデータを利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添）に基づく運用管理を図ること。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。

そのため、患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を確保すること。

【目標設定等の考え方】

平成 29 年度実績 84.2%であること等を踏まえ、80%以上とした。

(6) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 2 万 900 件以上確保すること。

【目標設定等の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（毎年度平均）4187 件を踏まえ、2 万 900 件以上とした。

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病

院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。

（9）行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。

また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。

【重要度：高】

労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

（1）産業医及び産業保健関係者への支援

ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備

産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。

ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備

事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について、検討すること。

（2）事業場における産業保健活動の支援

ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。

イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応に的確に応じること。

また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一體的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。

産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計 12 万 2600 件以上とすること。

ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。

具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医を選任する小規模事業場は支援対象に含めないこと。

エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進

小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、その活用の促進を図ること。

【目標設定等の考え方】

産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成 29 年度実績（4 万 2640 + 7 万 3549 件 = 11 万 6189 件）の概

ね5%増である12万2600件を第4期中期目標期間の目標として設定した。

(3) メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配意すること。

(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等

これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。

イ インターネットの利用等による情報発信

インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。

(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保すること。

また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。

【目標設定等の考え方】

平成29年度実績（研修受講者93.9%及び相談利用者94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。

また、具体的な改善事項がみられる割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。

【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化し

て、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

【難易度：高】

小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。

また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。

6 治療と仕事の両立支援の推進

疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病的拡大を図っていくことに留意すること。

両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。

機構が作成した治療と就労の両立支援マニュアルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の

普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。

（3）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るために応用研修を実施すること。

また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。

【重要度：高】

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

【難易度：高】

治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。

7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保すること。

また、治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。

さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな

医療技術等の開発及び普及を推進すること。

【目標設定等の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績の平均値 91.7%（医療リハビリテーションセンター）、82.0%（総合せき損センター）等を踏まえ、80%以上とした。

II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

（1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績（17.0 日）をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第 3 期中期目標期間の目標値である「25 日以内」から 5 日の短縮となる「20 日以内」を第 4 期中期目標期間の目標として設定した。

（2）情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

【重要度：高】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためにセーフティネットとして重要であるため。

2 納骨堂の運営業務

産業災害殉職者の慰靈の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰靈の場としてふさわしいとの評価を毎年 90%以上得ること。

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績（94.8%）等をもとに、第 4 期中期目標期間の目標として設定した。

【重要度：高】

靈堂を維持管理するとともに、慰靈式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰靈と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務の合理化・効率化

機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。

2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）については5%程度を、それぞれ削減すること。

特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとすること。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳し

く検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

(3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

1 外部資金の活用等

外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

3 労災病院の経営改善

(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等

全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。

(3) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。

(4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。

4 保有資産の見直し

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。

また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。

(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。

また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。

また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。

研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。

(3) 医療従事者の確保

ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。

また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。

さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。

イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。

ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。

(5) 障害者雇用の着実な実施

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。

3 内部統制の充実・強化等

内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議及び労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。

4 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。

5 情報セキュリティ対策の推進

機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じること。

また、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

6 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

独立行政法人 労働者健康安全機構 政策体系図

働く人の健康と安全の確保の現状と課題

課題への対応

- 労働災害による年間65万人の被災者や1,000人近い死亡災害の発生
- 職場で強いストレスを感じる労働者が約6割
- 治療と職業生活の両立支援件数が増加見込み
- 胆管がんや膀胱がんなどの化学物質による重篤な健康障害が発生

- 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見の収集・分析
- 現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発

厚生労働省の政策

社会復帰促進事業

- ①被災労働者の社会復帰の促進
- ②被災労働者とその遺族の援護
- ③労働者の安全と衛生の確保等

第13次労働災害防止計画

- ①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進

労働者健康安全機構のミッション

- 臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施
- 労働安全衛生関係法令の改正等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究の実施

第4期中期目標期間における労働者健康安全機構の主要な事務・事業

研究及び試験事業

- 労働安全衛生施策の企画立案に貢献する研究の重点化
- 労働分野の協働的な研究の推進
- 厚生労働省の政策担当部門との連携及びPDCAの取組の推進
- 国際貢献、海外への発信

産業保健活動総合支援事業

- 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修の充実
- 中小企業・小規模事業場の産業保健活動に対する支援の充実
- 産業保健活動総合支援事業の利用促進

治療就労両立支援事業

- 治療就労両立支援事業の推進
- 人材育成の推進(両立支援コーディネーターの養成)
- 産業保健総合支援センターと地域資源との連携

労災病院・専門センター事業

- 勤労者医療の推進
- 地域医療への貢献
- 重度被災労働者に対する職業・社会復帰の支援

未払賃金立替払事業

- 事業場の倒産等により未払となつた賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

納骨堂の運営事業

- 産業災害殉職者の御靈を奉安する靈堂(高尾みころも霊堂)の環境整備
- 産業殉職者合祀慰靈式の実施など

独立行政法人労働者健康安全機構
第4期中期目標における「一定の事業等のまとめ」

- 1 研究及び試験事業（第3—I—1）
- 2 労働災害調査事業（第3—I—2）
- 3 化学物質等の有害性調査事業（第3—I—3）
- 4 労災病院事業（第3—I—4）
- 5 産業保健活動総合支援事業（第3—I—5）
- 6 治療就労両立支援事業（第3—I—6）
- 7 専門センター事業（第3—I—7）
- 8 未払賃金立替払事業（第3—II—1）
- 9 納骨堂の運営事業（第3—II—2）
- 10 看護専門学校事業（第6—1（3）イ）
- 11 労働安全衛生融資貸付事業（第6—2）